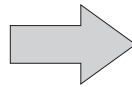


消費税率(国・地方)の引き上げについて

1 消費税率(国・地方)が引き上げられます

平成**26年3月31日**まで

5%	消費税 4%
	地方消費税 1%



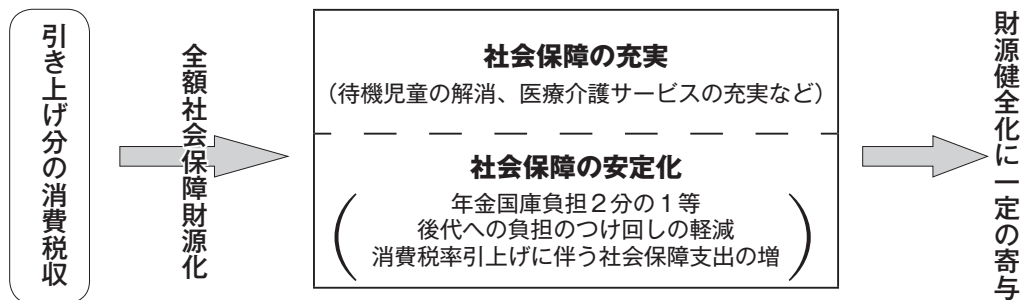
平成**26年4月1日**から

8%	消費税 6.3%
	地方消費税 1.7%

※地方消費税とは、国税である消費税と同様に事業として行った商品の販売、サービスの提供などの国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される県税です。

※消費税率10%(消費税7.8%・地方消費税2.2%)への引き上げについては、改めて経済状況などを総合的に勘案した検討を行います。

2 引き上げ分の消費税(国・地方)はすべて社会保障財源化されます



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします

消費税率(国・地方)の引き上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げなどに関する相談窓口を設置しています。

ご相談がある方は次の相談窓口にお問い合わせください。

☎消費税価格転嫁等総合相談センター ☎0570-200-123 <http://www.tenkasoudan.go.jp>

受付時間 平日午前9時から午後5時まで(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

水道料金・浄化槽使用料
(市町村設置型浄化槽)
などが改定されます

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、現行の5%相当額を8%とする改定を行います。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■水道料金

平成26年度6月分として徴収する料金から

■上水道布設工事分担金

平成26年度4月1日から

■浄化槽使用料(市町村設置型浄化槽)

平成26年度5月分として徴収する料金から

※詳しくは、広報おのまち4月号でお知らせします。

☎ 間地域整備課
72-6936